

(表)

年 月 日

福 井 県 知 事 様

連帯保証人の責務に係る申立書

県営住宅_____団地_____号館_____号室に入居する_____

の連帯保証人の変更に際し、福井県営住宅条例施行規則様式第2号に記載されている事項（本紙裏面参照）について、その者の入居に係る債務が発生した場合、連帯保証人として入居者と連帯して保証する責めに任じることについて、(以下に記載のあるものを含め) その責務を十分確認した上で、連帯保証人変更承認申請書に署名しました。

(連帯保証人の主な責務)

- ・入居者が共同の利益に反する行為をした場合、その行為を中止させること
- ・入居者が故意または過失により県営住宅に損害を与えた場合、本人に弁償させることまたは本人に代わって弁償すること
- ・住宅使用料等および退去時の修繕費用等が未納となっている場合、本人に支払わせることまたは本人に代わって支払うこと
- ・入居者が福井県営住宅条例等に違背し、県から住宅明渡請求を受けたときは、連帯保証人としてただちに当該住宅を明け渡させること
- ・連帯保証人を相手方として、住宅明渡や滞納家賃等の支払を裁判所に提訴されても異議を申し立てれないこと
- ・入居者が退去(明け渡し)した場合であっても県営住宅に係る入居者の保証債務を遂行する義務があること
- ・入居者と姻戚関係が解除された場合(絶縁状態を含む。)であっても県営住宅に係る入居者の保証債務を遂行する義務があること
- ・連帯保証人が死亡した場合であっても、債務は当該連帯保証人名義人の相続人に承継されること

年 月 日

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

日中連絡できる電話番号 _____

(裏)

- 1 福井県営住宅条例第11条第1項 { 第34条
第47条第2項 } において準用する同条例第11条第1項

の規定より、毎年7月31日までに収入に関する申告を行うこと。

- 2 収入の状況等に応じて毎年度定め直す家賃を承認すること。
- 3 公営住宅法第36条の規定に基づき県営住宅の建替事業を施行するときまたは同法第32条第1項の規定に基づき知事が明渡しを命じたときは、速やかに入居している県営住宅(県営改良住宅)を明け渡すこと。
また、入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに入居している県営住宅(県営改良住宅)を明け渡すこと。
- 4 電気、ガス、水道および下水道の使用料、汚物およびじんかいの処理に要する費用ならびに共同施設の管理に要する費用は、入居者が負担すること。
なお、畳の表替え、ガラスの取替え、ふすまおよび障子の張替えその他の建具の軽微な修繕に要する費用および給水栓、点滅器その他県営住宅および共同施設の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用については、原則として入居者が負担すること。
- 5 県営住宅を退去するときは、承認を受けて行った模様替え、増築等による造作物を入居者の責任において処分し、入居当初の状態に回復すること。
- 6 その他福井県営住宅条例および福井県営住宅条例施行規則に定める事項を遵守するとともに、県営住宅監理員(改良住宅監理員)の指示に従うこと。